

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 鹿児島市における庁内の推進体制について

① 中心市街地活性化推進室の設置（要員：3名）

本市では、中心市街地の活性化をこれまで以上に総合的かつ一体的に進めていくため、平成19年4月に機構改革を行い、経済局商工観光部に「中心市街地活性化推進室」を設置し、建設局をはじめ庁内の関係部局等の連携強化を図っている。

② 基本計画策定委員会及び同幹事会の設置

新たな中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、基本方針や目標をはじめとする素案の策定や、主に行政が実施主体となる各種事業の調整・集約・検討等を行うため、策定委員会を設置するとともに、策定委員会の所掌事項に関する具体的な事項について協議・検討するために同幹事会を併せて設置した。

1) 新鹿児島市中心市街地活性化基本計画策定委員会

庁内の関係局長クラス等で構成し、会長、副会長、委員等は、以下のとおりである。

- ・ 会長 鹿児島市副市長（総務局等担当） ・ 副会長 鹿児島市副市長（建設局等担当）
- ・ 委員 企画部長、総務局長、市民局長、環境局長、健康福祉局長、経済局長、建設局長、消防局長、市立病院事務局長、交通局長、水道局長、船舶部長、教育委員会事務局管理部長
- ・ 事務局 経済局商工観光部中心市街地活性化推進室

策定委員会は、平成19年1月24日から10月4日まで、4回開催し、委員会設置、まちづくり3法の改正、旧基本計画の総括、基本計画の区域、基本計画の基本的方向、目標指標の設定、(株)まちづくり鹿児島設立、中心市街地活性化協議会設立、第2～4回中活協議会の協議状況、第2～4回中活協議会の意見への回答、パブリックコメント(骨子案)、パブリックコメント結果、中活特別委員会の状況及び基本計画(案)等について協議した。

2) 新鹿児島市中心市街地活性化基本計画策定委員会幹事会

庁内の関係課長で構成し、座長、副座長、幹事等は、以下のとおりである。

- ・ 座長 商工観光部長 ・ 副座長 都市計画部長 ・ 事務局 経済局商工観光部中心市街地活性化推進室
- ・ 幹事 政策企画課長、政策推進課長、交通政策課長、総務課長、財政課長、管財課長、市民参画推進課長、環境政策課長、健康福祉総務課長、子育て支援推進課長、商工総務課長、企業振興課長、観光企画課長、観光振興課長、建設管理部管理課長、公園緑化課長、都市計画課長、都市再開発課長、区画整理課長、住宅課長、道路建設課長、街路整備課長、道路管理課長、消防局総務課長、市立病院事務局総務課長、交通局総合企画課長、水道局総務部総務課長、船舶部総務課長、教育委員会事務局管理部総務課長

策定委員会幹事会は、平成18年11月29日から平成19年10月1日まで7回開催し、幹事会の目的、まちづくり3法の改正、旧基本計画の総括、基本計画の区域、基本計画の基本的方向、目標指標の設定、(株)まちづくり鹿児島設立、中心市街地活性化協議会設立、第2～4回中活協議会の協議状況、第2～4回中活協議会の意見への回答、パブリックコメント(骨子案)、パブリックコメント結果、中活特別委員会の状況及び基本計画(案)等について協議した。

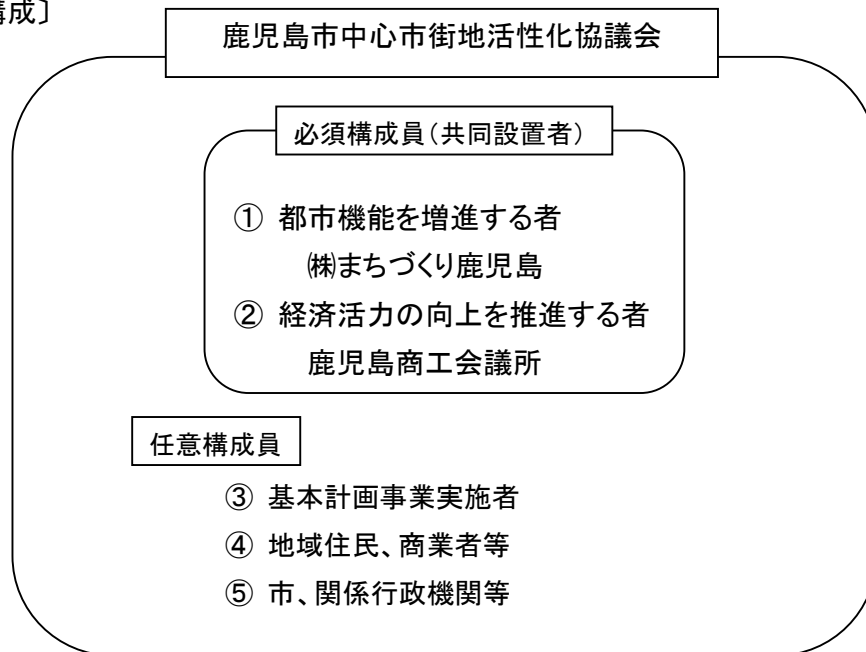
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 鹿児島市中心市街地活性化協議会の概要

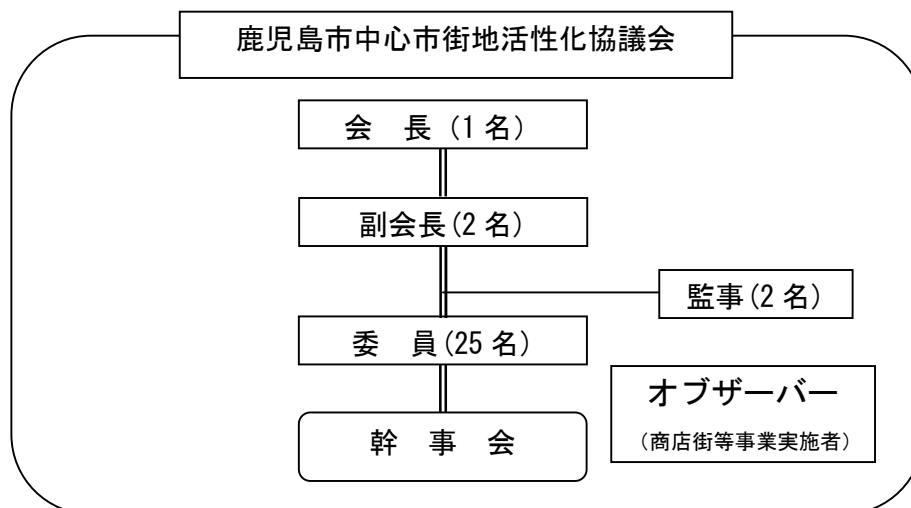
①組織の概要

㈱まちづくり鹿児島及び鹿児島商工会議所が共同設置者となって、平成19年5月31日に、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的として、「鹿児島市中心市街地活性化協議会」が設立された。

[協議会の組織構成]



[協議会の組織イメージ]



②組織の役割

- ・市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関する協議、意見提出
- ・民間事業者が、国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- ・その他、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

鹿児島市中心市街地活性化協議会の構成委員（順不同）

No	区 分		中活法	構成団体等	協議会委員	
1 副会長	経済活力の向上		15 条 1 項	鹿児島商工会議所	副会長	玉川 哲生
2					副会長	渡辺 勝三
3					副会長	島津 公保
4					副会長	山本 良樹
5					専務理事	竹元 明
6 副会長	都市機能の増進			(株)まちづくり鹿児島	代表取締役社長	諏訪 秀治
7	計画の実施に密接な関係を有する者	商店街	15 条 4 項	(社)鹿児島市商店街連盟	会 長	福留 幸男
8				中央地区商店街振興組合連合会	理事長	有馬 勝正
9				鹿児島中央駅南部地区リニューアル協議会	会 長	坂上 益啓
10				易居町本通り会	会 長	岩元 修一
11		事業者		(株)山形屋	代表取締役社長	岩元 修士
12				(株)三越鹿児島店	店 長	平 正秀
13				高島屋開発(株)	代表取締役社長	犬伏 和章
14				鹿児島ターミナルビル(株)	代表取締役社長	神野 典久
15 監事		地域住民		鹿児島青年会議所	理事長	山下 大介
16 監事				天文館地区連絡協議会	会 長	宮下 藤夫
17				中央駅振興会	会 長	永山 在紀
18				鹿児島駅周辺地区まちづくり協議会	会 長	米盛 孝一
19		公共交通機関の 利便増進		いわさきコーポレーション(株)	代表取締役社長	岩崎芳太郎
20				南国交通(株)	代表取締役社長	渡辺 勝三
21				鹿児島市交通局	交通局長	大西 義幸
22		市町村		鹿児島市経済局	経済局長	松木園富雄
23				鹿児島市建設局	建設局長	山中 敏隆
24				鹿児島市企画部	企画部長	新地 茂樹
25	関係行政機関等	鹿児島国道事務所	所 長	高木 章次		
26		鹿児島県商工労働部	部 長	時田 光一		
27		鹿児島県鹿児島地域振興局建設部	部 長	森永 明		
28 会長	学識者	鹿児島大学工学部	教 授	友清 貴和		
29		鹿児島大学法文学部	教 授	井上 佳朗		
30		日本政策投資銀行南九州支店	支店長	吉田 和正		

オブザーバー

1	関係行政機関等	15 条	鹿児島県警察本部	交通部長	竹之下 忍
2		7 項	中小企業基盤整備機構	南九州事務所長	吉澤 隆
3	商業の 活性化 (事業実施者)	15 条 4 項	いづろ商店街振興組合	理事長	川井田保夫
4			一番街商店街振興組合	理事長	庵下 龍馬
5			中央町 22 番街区市街地再開発準備組合	理事長	坂上 益啓
6			中央町 23 番街区市街地再開発組合	理事長	新福 誠一

③ 中心市街地活性化協議会の開催状況

1) 第1回中心市街地活性化協議会（設立総会）（平成19年5月31日）

- ・ 改正中心市街地活性化法の概要と中心市街地活性化協議会について
- ・ 規約(案)、委員（案）、役員選任について
- ・ 事業計画(案)・収支予算（案）について
- ・ 新鹿児島市中心市街地活性化基本計画の考え方について

2) 第1回中心市街地活性化協議会幹事会（平成19年7月3日）

- ・ 鹿児島市中心市街地活性化協議会業務の委託（案）について
- ・ 新鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・ 特別用途地区の指定について
- ・ 大学施設マネジメントと地域貢献のあり方について

3) 第2回中心市街地活性化協議会（平成19年7月25日）

- ・ 新鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・ 鹿児島市中心市街地活性化協議会業務の委託（案）について

4) 第3回中心市街地活性化協議会（平成19年8月10日）

- ・ 第2回鹿児島市中心市街地活性化協議会で出された意見についての考え方について
- ・ 新鹿児島市中心市街地活性化基本計画のパブリックコメントの骨子案について
- ・ 数値目標指標の考え方について

5) 第4回中心市街地活性化協議会（平成19年9月4日）

- ・ 第3回鹿児島市中心市街地活性化協議会で出された意見についての考え方について

6) 第2回中心市街地活性化協議会幹事会（平成19年10月3日）

- ・ 鹿児島市へ提出する意見書（案）について

7) 第3回中心市街地活性化協議会幹事会（平成19年10月12日）

- ・ 鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・ 鹿児島市へ提出する意見書（案）について

8) 第5回中心市街地活性化協議会（平成19年11月1日）

- ・ 鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・ 鹿児島市中心市街地活性化協議会意見書（案）について

9) 第6回中心市街地活性化協議会（平成19年12月19日）

- ・ 副会長の選任について
- ・ いづろ商店街アーケード整備事業について

「鹿児島市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書

平成 19 年 11 月 1 日

鹿児島市

市長 森 博幸 様

鹿児島市中心市街地活性化協議会

会長 友清 貴和

1. はじめに

鹿児島市の中心市街地は、これまで個性ある県都の顔、また広域交流拠点として、経済活力の源泉となり発展して参りましたが、近年は、郊外への大型店の進出や公共公益施設等の移転などにより都市機能の空洞化が懸念されております。

このような中、都市計画法と中心市街地活性化法が昨年改正され、コンパクトなまちづくりへと政策転換が図られました。しかしながら、鹿児島市においては、依然、この 10 月の県内最大の大型ショッピングセンターの開業をはじめ、郊外への大型店の集中出店のさなかにあり、中心市街地活性化に及ぼす影響や鹿児島市の都市構造を変えるほどのインパクトとなることが危惧されます。

さらに 2011 年春には、九州新幹線の全線開業により福岡等との都市間競争にも直面することとなり、改正中心市街地活性化法等に基づく諸施策を足がかりとして、コンパクトシティの実現や中心市街地の振興へ向けた、より総合的で強力な取り組みが望まれるところであります。

このような状況を踏まえ、鹿児島市は中心市街地のあるべき方向性と将来図を示すべく、鹿児島市中心市街地活性化基本計画(案)(以下、基本計画(案))を策定されました。鹿児島市中心市街地活性化協議会(以下、協議会)は、この基本計画(案)について協議すること等を目的として平成 19 年 5 月に組織し、これまで 5 回にわたり協議を重ねて参りました。

これらの協議検討の経緯を踏まえ、鹿児島市基本計画(案)に掲げる事項について、以下のとおり意見を提出致します。

2. 協議会の意見

基本計画(案)は、中心市街地活性化のコンセプトを、交流人口増大の機会となる九州新幹線の全線開業など鹿児島市の置かれた環境や地域特性に即して、『海と陸を結ぶ 南の“歓・交”拠点都市の創造 ～観光・商業・交流によるにぎわいのあるまちづくり～』と掲げ、目指すべき中心市街地像を示しております。

また、「かごしま都市マスタープラン」の方針に沿って、基本計画(案)では「少子高齢化に対応したすべての人にやさしいまちづくりや既存ストックを活かしたコンパクトな市街地形成」と、コンパクトシティの実現を目指す方向性を明らかにした上で、『気軽にまち歩きを楽しめる回遊性のあるまち』『人々が住まい、集い、活気のあるまち』『多面的な魅力とにぎわいあふれるまち』づくりの 3 つの基本的方針を定めています。

さらに、基本的方針それぞれに対応した目標とともに目標指標を設定し、達成状況の把握や

定期的なフォローアップを行い、必要に応じて対策を講じることとしており、この目標に基づく各種のハード・ソフト両面の具体的事業を官民一体となって、今後5年3ヶ月の計画期間、集中的に取り組むことにより、効果出現が期待できるものであります。

これらのことから、協議会においては、基本計画(案)に位置づける事業が円滑かつ着実に実施されることにより、本市中心市街地の活性化が図られますことから、基本計画(案)の内容については、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画(案)の推進にあたりましては、次の事項について十分配慮いただくことを望むものであります。

3. 配慮を望む事項

①基本計画(案)未掲載事業の取り扱いについて

基本計画(案)の策定過程において、パークアンドライド事業やトランジットモール化事業、天文館地区商店街のアーケード整備・シネコン整備、中央町19・20番街区再開発事業、天文館公園再整備など、協議時点における計画の熟度不足等により、基本計画(案)に掲載できなかった事業が多数あります。

そこで、一定の時点において、活性化に貢献し事業熟度が十分であると判断されるプロジェクトについては、計画変更を柔軟に行い、基本計画に追加掲載されることが望まれます。

②長期ビジョンの策定について

中心市街地活性化の取り組みは、約5年の基本計画の計画期間や計画に掲載された事業だけにとどまることなく、5年後以降も新たな事業を検討するなど持続的にまちづくりを進めていくことが必要であります。

そのため、鹿児島市におかれましては、5年を超える長期的な中心市街地のまちづくりビジョンを策定されることが望まれます。

③民間提案を活かすまちづくりについて

協議会での協議過程において、行政が主体となる事業の提案が数多くありましたことから、今後、中心市街地活性化に関する民間等からのまちづくりのアイデアや事業提案を、行政の計画や施策に取り込み事業化していく仕組みの構築が望まれます。

④規制緩和による民間投資の促進について

中心市街地内への都市機能の集約を図るため、大規模小売店舗立地法の第1種特例活用による大型店出店に関する届出等の適用除外や、土地利用規制の緩和等の措置により、民間投資を促進する環境整備を行うことが望まれます。

⑤商店街等への市支援制度の拡充について

商店街等が取り組むアーケード整備やイベントなどのハード・ソフト事業のうち、基本計画への掲載がなく国の補助制度が活用できない事業に対しては、鹿児島市の補助制度を国の補助率や補助限度額に準じて拡充強化し、商店街等の主体的なまちづくりの取り組みを支援されることが望まれます。

併せて、中心市街地商業の魅力を高めまちの個性を演出するためには、テナントミックス事業の担い手となる専門人材の養成や、商店街等の様々な周辺情報を収集・創出して戦略的に情報発信していく体制の整備が必要になることから、鹿児島市の支援が望まれます。

⑥各事業主体における自己評価の実施について

国の基本方針では、基本計画の中において設定した目標指標を策定主体の市町村が毎年確認・検証しフォローアップを行い、掲載事業の進捗調査や事業促進などの改善措置を講じることとしております。各事業主体においても、事業途中で自己評価を行い、事業計画の見直しや調整を行う PDCA (P=Plan「計画」、D=Do「実行」、C=Check「評価」、A=Action「改善」) サイクルを確立することが必要であります。

⑦環境負荷の小さなまちづくりの推進について

鹿児島市では、地球温暖化の防止に取り組むため、温室効果ガス排出量の削減目標等を掲げた「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定されております。

環境負荷の小さなまちづくりは、中心市街地に良好な生活環境を形成していく上で重要な概念であり、基本計画(案)の中にも市電軌道の緑化など先進的な取り組みが盛り込まれているところです。基本計画(案)においても、さらに一步進めて、環境問題に対する基本的な考え方や、公共交通機関の利便増進、まちなか植栽の推進などの施策に積極的に反映されることが望まれます。

4. おわりに

基本計画の推進に際しましては、関係者のみならず市民等各層の理解と協力を得て一体的な取り組みが求められますことから、基本計画の内容や施策の周知をはじめ、まちづくりに関する意見聴取など広報広聴活動を進め、市民・企業等のまちづくりへの参画を促進していただきたいと思っております。

なお、中心市街地活性化協議会は事業実施者や関係団体等と連携して、今後も適宜協議調整等を行い、基本計画の推進や中心市街地の活性化に努めて参りますので、民間の取り組みに対して、官民一体、協働による事業の推進にご支援を賜りたいと存じます。

最後に、鹿児島市におかれましては、協議会の受け持つ役割の重要性に理解いただき、協議会並びにまちづくり鹿児島島の組織及び事業推進体制の充実について配慮願いますようお願い申し上げます。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み

① 景観まちづくりの検討

景観計画・景観条例（P131 参照）は、桜島の雄大な景観の保全や景観形成重点地区の指定による鹿児島らしい景観形成を図るために、行政（鹿児島市）が作成しようとしているが、これらの動きに呼応するように、景観整備機構として指定した社団法人鹿児島県建築士会のまちづくり委員会において、景観まちづくりの検討を行っている。

② NPO 法人の参画を得た観光まち歩きの推進

天文館まち歩きマップの作成や史跡めぐりウォークラリーなど地域再発見の視点からまちづくりに関わっている NPO 法人かごしま探検の会をはじめとした関係団体の参画を得て、「かごしま観光プログラム推進事業」において、観光ボランティアの養成に携わるなど市民目線からの身近な観光資源の再発見を促し、中心市街地の魅力あるまち歩きと着地型観光の推進に取り組んでいる。

(2) 各種事業等との連携・調整等

本基本計画に位置づける各種施策事業の計画的かつ着実な実施はもちろんだが、関連のある事業間の連携と調整を図りながら、事業効果を最大限に発揮できるよう実施することが重要であると考えている。

① 官民協働による魅力ある夜間景観の創造

ファンタスティックイルミネーション推進事業は、行政が公共施設のライトアップを行い、地元商店街などがイルミネーションの設置を行うなど、民間と行政が一体となって推進することによって、より魅力ある夜間景観の創造をめざすものである。そのため、民間の取組みを促すため、商店街ファンタスティックイルミネーション事業を実施することにより、連携を図っている。

また、ヒートアイランド現象の抑制や潤いと安らぎのある都市空間の整備を目指して実施する市電軌道敷緑化整備事業により緑化される軌道敷のライトアップも計画されており、こちらも関係機関とも十分連携しながら効率的な実施を図ることとしている。

(関連事業)

- ファンタスティックイルミネーション推進事業
- 商店街ファンタスティックイルミネーション事業
- 市電軌道敷緑化整備事業

② 再開発事業に伴う新たな商業の活性化

中央町 22 番街区及び 23 番街区の市街地再開発事業の施行にあわせて、既存の商店街のファサードの整備やアーケードが架かる市道のカラー舗装化を実施し、再開発ビルに設置するイベント広場を活用したソフト事業を行い、商業の活性化を図る。

また、地権者や地域の商店街等が参画したまちづくり会社を設立し、再開発事業で発生する保留床を活用したテナントミックス事業やインキュベーション施設の整備を行うとともに、イベント広場において近隣商店街が一体となって実施する各種イベントの企画運営等を行う。

(関連事業)

- 中央町 22 番街区市街地再開発事業
- 中央町 23 番街区市街地再開発事業
- (仮称) 中央町 22 番街区テナントミックス事業
- 通りとオープンスペースを活用したソフト事業
- 商店街ファサード整備事業

③敷地整序型土地区画整理事業を活用したにぎわいの創出

中心市街地の核店舗の一つである老舗百貨店(山形屋)の大幅な増床に当たって、市道の廃止と合わせて敷地整序型土地区画整理事業を活用することにより、土地の有効・高度利用を図るとともに、敷地内歩道の設置や周辺商店街の連携に資するイベント広場を整備することにより、にぎわいと潤いのある空間を創出する。

また、市道を廃止した区間については、歩行者の 24 時間通行を確保するため、立体都市計画通路としてプロムナード化し、回遊性のあるまちづくりに資する。

さらに、いづろ・天文館地区のにぎわい創出調査の結果を踏まえ、廃止した市道敷地の換地として取得する用地(東千石町 19 番街区の一部)の最も効果的な活用とその具体的な事業の検討などを行うなかで、中心市街地を代表するいづろ・天文館地区全体のにぎわい創出と活性化を図る。

鹿兒島市中町土地区画整理事業施行概念図 [敷地整序型土地区画整理事業]



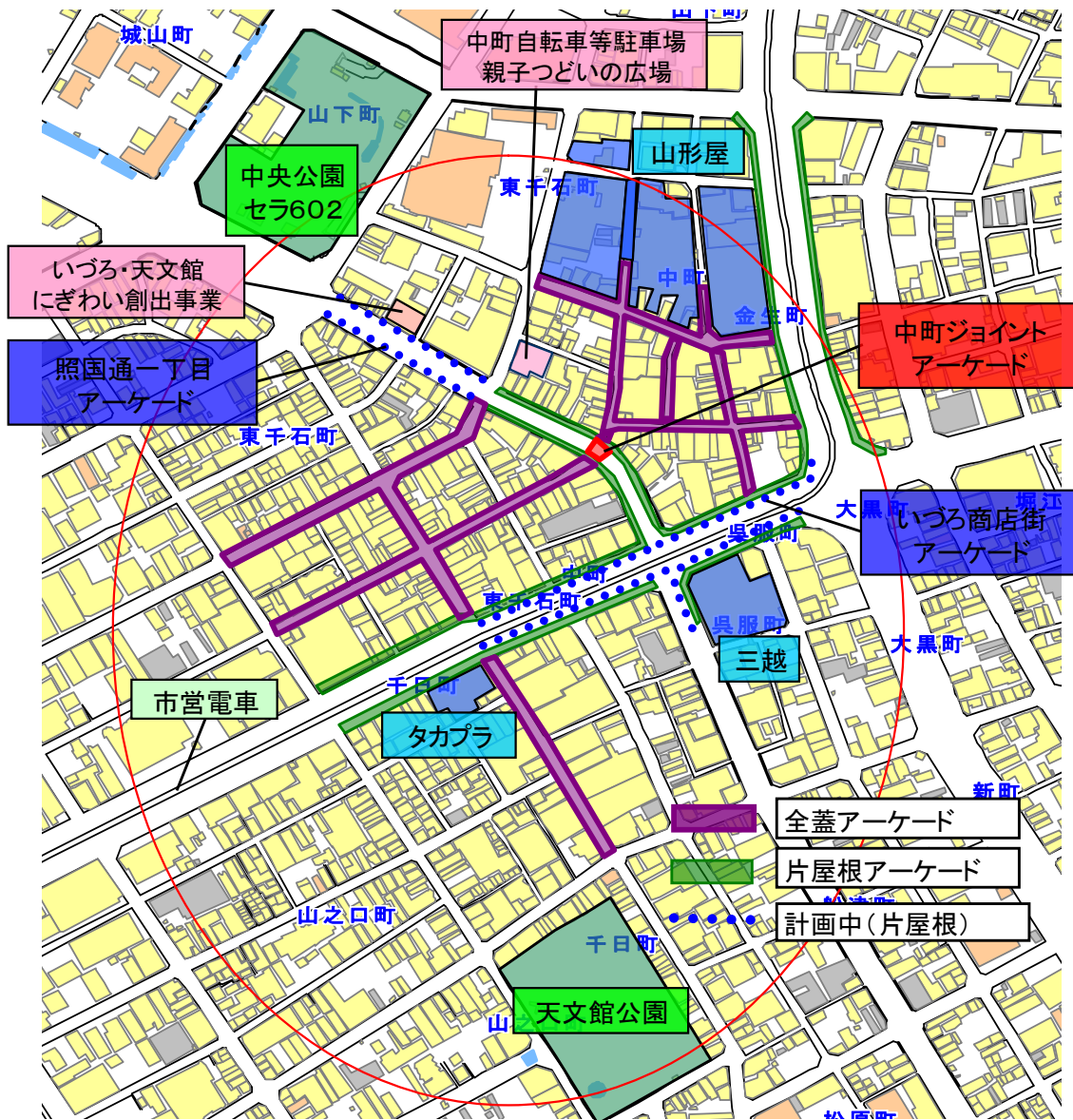
(関連事業)

- (仮称) いづろ・天文館地区商業活性化事業 (山形屋増床整備を含む)
- (仮称) いづろ・天文館にぎわい創出事業

④天文館ショッピングモール化の推進

いづろ・天文館地区は、商店街により整備されたアーケードが連結することで、面的な一体化が進み、さらに、同地区の商業集積と融合することで巨大なショッピングモールを形成している。今回のアーケード整備に合わせて、周辺地区の回遊性の向上が期待されることから、関連事業との連携を深めることで、さらなるにぎわいの創出と活性化を図る。

いづろ・天文館地区のアーケード整備状況図



(関連事業)

- いづろ商店街ショッピングモール化事業
- (仮称) 照国表参道商店街ショッピングモール化事業
- 街なか空き店舗活用事業
- 商店街一店逸品運動推進事業
- バリアフリー天文館開催事業
- 頑張る商店街支援事業
- にぎわい商店街づくり支援事業
- “We Love 天文館” 活性化事業

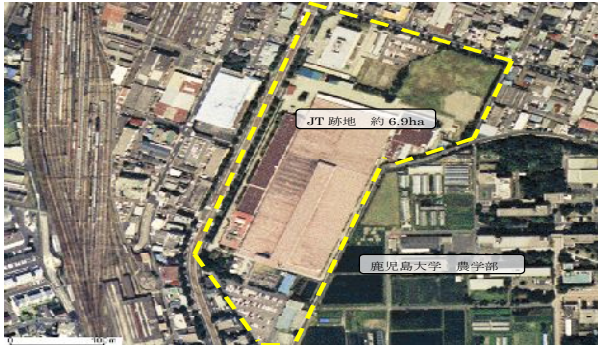
⑤ J T跡地の有効活用によるにぎわい創出と活性化

本市中心部の広大な土地である J T跡地約 6.9 h a に、地域医療の拠点である市立病院や市交通局の局舎・電車施設などを整備することにより、本市の市民福祉と都市機能の向上及び中心市街地のにぎわい創出と活性化を図る。

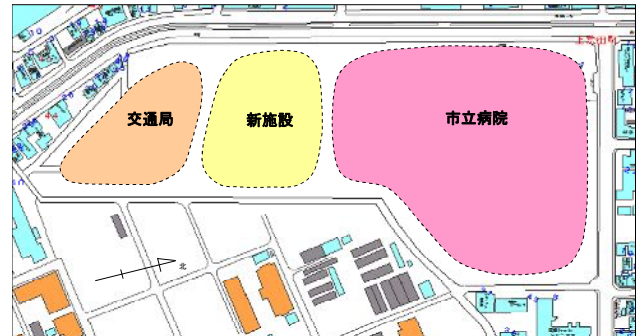
(関連事業)

- J T跡地活用検討事業
- (仮称) 鹿児島市立病院整備事業
- 交通局施設リニューアル事業 (局舎・電車施設)

J T跡地航空写真



J T跡地 施設配置(案)



⑥ 公共交通の活性化・地元大学との連携促進による中心市街地の再生

地方再生モデルプロジェクトとして、都市再生整備計画(鹿児島市都心部地区)に基づく各種取組の推進に加え、都市交通システム整備事業を活用した市電軌道敷緑化、電停上屋の整備、バスロケーションシステム導入調査事業により潤いと安らぎのある都市空間の創出や公共交通の利便性の向上を図るとともに、中心市街地商業活性化サポート事業を活用し、鹿児島大学との連携による商店街活性化策を検討・推進し、中心市街地の再生を加速化させる。

(関連事業)

- 市電軌道敷緑化整備事業
- 市電停留場上屋整備事業
- バスロケーションシステム導入調査事業
- 鹿児島大学との連携による商店街活性化策検討事業

